

船舶安全法施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正について

平成 17 年 10 月
海事局検査測度課

1. 改正の背景及び目的

船舶検査事務においては船舶検査情報管理システムを運営して検査記録等を管理しておりますが、国土交通省行政効率化推進計画の一つとして同システムによる検査記録のデータベース化を進めており、平成 17 年度には一層の業務の減量効率化を図るためにも同システムを改良し船舶検査証書及び海洋汚染等防止証書等を出力する機能を付加することにより、検査事務を軽減することとし、具体的には船舶検査証書及び海洋汚染等防止証書の様式について、分かりやすくかつ印刷しやすいレイアウトに改正することを検討しています。

また、船舶検査証書は船内での掲示義務が課されていますが、証書様式改正により証書が複数枚になり得ること、さらには船舶国籍証書、海洋汚染等防止証書等は船内の備置き義務としているにもかかわらず船舶検査証書のみ掲示義務を課しており、SOLAS 条約においても 1988 年議定書により掲示義務から備置き義務に改正されていることから、船舶所有者の掲示義務による負担を軽減するため、船舶検査証書についても備置き義務に改正することを検討しています。

2. 改正の概要

(1) 船舶安全法施行規則(昭和 38 年運輸省令第 41 号)の一部改正

船舶検査証書の発給様式について、満載喫水線の有無により区分していたところを、発給機関により区分することを予定しています。(第 33 条関連)

船舶検査証書等について船内の掲示義務から船内の備置き義務に改正することを予定しています。

第 8 号様式並びに第 21 号の 2 様式中「(口)船舶検査証書」を別添のとおり改正することを予定しています。

第 21 号様式及び第 21 号の 2 様式中「(5)(ハ)船舶検査証書の変更事項」を削除し、証書の変更事項については、「(5)(イ)記事」に記載することを予定しています。

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号)の一部改正

第 6 号様式及び第 11 号様式中「(3)()海洋汚染等防止証書」を別添のとおり改正することを予定しています。

第 11 号様式中「(3)()海洋汚染等防止証書の変更事項」を削除し、証書の変更事項については、「(5)検査の記録」に記載することを予定しています。

3. スケジュール(予定)

公布日：平成 17 年 12 月末日

施行日：平成 18 年 4 月 1 日

1. 船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)
第8号様式(第33条関係)

船舶検査証書

(甲) 第 号

船主及び船名	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船籍港又は定係港	
総トン数又は船舶の長さ	
用途	
船舶所有者	
有効期間	年月日まで
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 年月日 管海官庁(氏名) 印	
指定事項等及びその他の航行上の条件	
航行区域及び従業制限 国際航海に従事する船舶にあつては、その旨	
最大搭載人員	
制限気圧	
満載喫水線の位置	
その他の航行上の条件	

(乙)

指定事項等及びその他の航行上の条件	

第21号様式及び第21号の2様式中「(ロ)船舶検査証書」
(ロ)船舶検査証書

(甲) 第 号

総トン数又は船舶の長さ	
用途	
船舶所有者	
有効期間	年月日まで
指定事項等及びその他の航行上の条件	
航行区域及び従業制限 国際航海に従事する船舶にあつては、その旨	
最大搭載人員	
制限気圧	
満載喫水線の位置	
その他の航行上の条件	

(乙)

指定事項等及びその他の航行上の条件	

2. 海洋汚染防止措置緊急手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号)

第 6 号様式(第 18 条の 2 関係)

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	大気汚染防止検査対象設備

海洋汚染等防止証書

(甲) 第 号

船 名	
船 船 番 号	
船籍港又は定係港	
船 船 所 有 者	
用 途	
総 ト ン 数	
載 貨 重 量 ト ン 数	
最 大 搭 載 人 員	
有 効 期 間	年 月 日 まで
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 37 第 1 項の規定により交付する。	
年 月 日	
管海官庁(氏 名) 印	
条 件	

(乙)

条 件

第 11 号様式中「(3)()海洋汚染等防止証書」

(3) 海洋汚染等防止証書の記録
海洋汚染防止証書

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
	ふん尿等の排出防止に関する設備
	大気汚染防止検査対象設備

(甲) 第 号

船 名	
船 船 番 号	
船籍港又は定係港	
船 船 所 有 者	
用 途	
総 ト ン 数	
載 貨 重 量 ト ン 数	
最 大 搭 載 人 員	
有 効 期 間	年 月 日 まで
条 件	

(乙)

条 件